青森県　黒石市　下水道事業会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因
・平成３～10年度に景気対策で行った下水道施設の大規模な建設投資
・料金改定の遅れによる収入不足
・一般会計の財政悪化による繰入金の不足

2　計画期間
平成21年度から平成24年度まで４年間

3　経営の健全化の基本方針
・より効率的な組織体制の構築、一般職職員に準じた人件費の抑制
・建設事業実施のための起債発行の抑制、実情に応じた整備計画の作成
・定期的な料金の見直し
・繰出基準に基づく一般会計の経費負担に加え、段階的に繰入金を増額　等

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
・公的資金補償金免除繰上償還及び借換債発行による支払利息の軽減
・収益的収入へ一般会計から総額647百万円の繰入
・使用料の改定（平成23年度から）

5　４の方策に係る収入及び支出に関する計画

（単位：百万円）

| 項目 | 20年度決算 | 21年度決算 | 22年度決算 | 23年度決算 | 24年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 繰上償還による利息軽減 | 5 | 33 | 60 | 55 | 51 |
| 他会計繰入金（収益的収入） | | | 100 | 214 | 333 |
| 使用料の改定 | | | | 29 | 41 |

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し

（単位：%）

| | 20年度決算 | 21年度決算 | 22年度決算 | 23年度決算 | 24年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 資金不足比率 | 515.1 | 540.8 | 528.9 | 154.9 | — |

7　その他経営の健全化に必要な事項
・従来行ってきた措置：職員削減、料金改定（H12に28.6%値上げ、H19に12%値上げ）、職員給与の削減等

青森県　田舎館村　下水道事業会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因
・一般会計の財政逼迫による繰入金の減額
・昭和63年度の供用開始以来、料金改定を実施してこなかったこと

2　計画期間
平成21年度から平成22年度まで２年間

3　経営の健全化の基本方針
・下水道使用料の見直し
・一般会計からの繰入金の確保
・経常経費の削減　等

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
・平成20年６月に下水道使用料を50%値上げ、今後も必要に応じて見直しを検討
・一般会計からの繰入金の増額確保
・委託業務等の削減、補償金免除繰上償還の実施による支払利息の軽減　等

5　４の方策に係る収入及び支出に関する計画
効果額　（単位：百万円）

| 項目 | 21年度決算 | 22年度決算 |
|---|---|---|
| 料金改定 | 6 | 7 |
| 他会計繰入金 | 49 | 50 |
| 委託業務等の削減 | 2 | 2 |
| 支払利息軽減 | 16 | 18 |

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し

（単位：%）

| | 20年度決算 | 21年度決算 | 22年度決算 |
|---|---|---|---|
| 資金不足比率 | 283.3 | 90.6 | 6.9 |

秋田県　三種町　公共下水道事業特別会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因
・水洗化率の低迷に伴う料金収入不足等による一般会計からの基準外繰入への依存
・過年度における一般会計の財源不足による基準外繰入の不実施

2　計画期間
平成21年度のみ１年間

3　経営の健全化の基本方針
・平成21年度において一般会計からの基準外繰入を実施
・水洗化率の向上、不明水の減少、未収金の徴収、使用料金の適正化　等

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
・平成21年度において、新たな資金不足を生じさせない措置をしたうえで、一般会計からの基準外繰入に約60百万円を上乗せ

5　４の方策に係る収入及び支出に関する計画

（単位：百万円）

| 項目 | 20年度決算 | 21年度決算 |
|---|---|---|
| 他会計繰入金 | 292 | 361 |

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し

（単位：%）

| | 20年度決算 | 21年度決算 |
|---|---|---|
| 資金不足比率 | 42.9 | 6.4 |